

車両系建設機械等に係る労働災害防止措置 の徹底をお願いします。

1. 「車両系建設機械」に関する災害を防ぐ！

平成 25 年、26 年と連続で車両系建設機械に係る死亡災害が発生しています。

また、車両系建設機械との接触事故も発生しています。旋回体、アーム・バケットの届く範囲に作業員が近づき安全措置を講じていない現場が目立ちます。

己の技術を過信することなく、油断せず、定められたルールに基づき、必要な措置を省略することなく、「安全専一」の精神を忘れずに、日々安全作業をお願いします。

以下の措置を日々確実に講じているか点検をお願いします。

(1) 「作業計画に基づいた作業の実施」

作業計画書は作成していますが、KY や作業打ち合わせ等で周知されていないので、現場にホワイトボードを用意し、作業開始前（午前、午後、休憩後など）作業の変化に応じ、細やかに作業計画の周知を行なうこと。（安衛則第 155 条違反）

なお、作業計画（ホワイトボード）には、重機の位置、オペレーター氏名、誘導員氏名と立ち位置、立入禁止区域の明示方法、合図方法、などを書き込み、全ての作業員が一目で理解できる方法によって周知してください。

(2) 「立入禁止措置区域の明示」

「旋回範囲内立入禁止」と注意喚起に留まっており、禁止された重機との近接作業となっているにも拘わらず、誰も注意せず非常に危険な状態で作業が行なわれています。（※KY やリスクアセスメントが生かされていない状態となっています。）

このような状態にならないよう、旋回体付近だけでなく、アーム・バケットの旋回範囲も含めた「作業半径」を把握し、明確に「〇〇m 以内立入禁止」の指示と現場の表示を確実にこなしてください。

(3) 適確な合図と確認

オペレーターと作業員、相互方向の「合図」と「確認」の徹底が必要です。

「オペレーターの合図（クラクションを鳴らす）」に対して「作業員が応答する（手を上げる等の動作）」という基本的な動作を確実に実行してください。

また、クラクションの回数、オペレーターに応答する作業員の手の上げ方も統一的に定め、KY、ミーティングの際に必ず確認を行なうこと。

例：オペが 2 回クラクションを鳴らし、作業員に注意喚起

⇒ 作業員は重機から離れて退避しオペの方向を見て手を上げる

⇒ 作業員が退避し、手を上げて合図したことを確認したオペが

再度クラクションを 1 回鳴らす ⇒ 重機作業開始

(4) 誘導員の配置と職務の確実な実施

「誘導員を配置する」と定め、KY等でも確認していたにも拘わらず、誘導員が選任されていないケース、誘導員が別の作業を行なっているケースも目立ち、誘導員としての役割が適確に果たす必要があります。さらに、誘導員には「笛や手旗」等携帯させ、合図方法も統一する必要があります。

「誘導員の選任」「職務の励行」を徹底してください。

また、誘導員が職務を行なっているかどうか、現場監督者の巡視チェック、店社パト（社内パト）等による確認も必要となります。

(5) 作業手順書の定めと安全教育の実施

車両系建設機械の取り扱い作業に関する「作業手順書」が定められていないケース、作業手順書の安全教育が未実施のため周知されていないケースがありますので、作業手順書の作成・見直しと、安全教育による周知徹底を定期的に行なってください。

なお、作業手順書が確実に守られているかどうか、現場監督者の巡視チェック、店社パト（社内パト）等による確認も必要となります。

シートベルトの着用も忘れず指導してください。

(6) 始業開始前点検、月例点検、年次点検（定期自主検査）

作業開始前点検簿は、重機に備え付け、その場で実施し、現場監督者の巡視の際に点検状況をチェック確認してください。また、月例点検、年次点検の実施漏れの無いよう、一覧表を作成し、厳格な管理を徹底してください。

(7) 以上の措置が取られていない場合は、その要因を拾い出し、改善に向けた検討を行なってください。

何が何でも車両系建設機械に関する災害を防ぎましょう！

2. 「移動式クレーン」に関する災害を防ぐ！

車両系建設機械の「クレーン仕様」も普及し、クレーン作業が一体として行われるようになりました。上記対策について、同様の取り組みを行なってください。

日々の取り組みの結果として「無事故、無災害」という記録が残ります。
死亡災害や重大災害或いは重篤な後遺症を残すような災害を発生させないよう、労働災害の未然防止に向け、確実な措置をお願いします。